

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月16日
照会部署名 鶴岡年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 大宮 沙織
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 佐竹

(案件)

(受付番号) No. 2010-235	LLP 法人の新規適用について
------------------------	-----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

LLP (有限責任事業組合…) を同居家族の組合員3人で法人の登記をしましたが、代表者がいない場合強制加入してよいのでしょうか。もし、職務執行者を登記している場合は、代表者とし加入させてよいのでしょうか。法人から給与を組合員1人に支払予定です。ご教示ください。事業所様へ回答を急ぐため、お忙しいところ申し訳ありませんが、至急お願いします。

(回答)

ＬＬＰ（有限責任事業組合）には法人格がないことから、法人とはみなされない。

したがって、当該事業所を厚生年金保険の適用事業所とするためには、事業所に使用される者（適用除外者を除く）の2分の1以上の同意を得て認可を受けることが必要になる。

また、その場合において、肩書き付き名義の「業務執行者」は個人事業主とみなされ、被保険者とはならない取扱いとなる。

回答日 平成22年3月28日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上